第3回丹波市上下水道事業運営審議会

議　事　録

令 和 7 年 3 月　1 7　日（ 月 ）
丹波市役所　春日庁舎 301 会議室

1 開会日時　　令和 7 年3月 17 日（月） 午後1時 30 分 開 会

2 開催場所　　丹波市役所 春日庁舎 301 会議室

3 出 席 者　（委　員）

笹川一太郎 委員 、 野垣 克巳 委員
坂谷 高義 委員 、 國光はるみ 委員
吉見 温美 委員 、 関下 弘樹 委員
荻野隆太郎 委員 、 神 成　徹 委員

委員8名

4 欠 席 者　（委　員）

中道知代子 委員　　委員1名

5 事 務 局　　内堀日出男 上下水道部長、 村上　健 下水道課長
荒木 敏明 水道課長、 森津 和之 水道課副課長
矢持 竜児 下水道課経理係長、間島 智恵 水道課経理係長
池上 大樹 水道課施設係長、荻野佐和子 主幹
藤 井　大 主査、西山美由紀 主査

事務局 10 名

6 会議に付した議題及び案件とその内容

次 第 1　開会
次 第 2　会長あいさつ
次 第 3　資格審査報告
次 第 4　議事録署名人選出
次 第 5　協議
(1)丹波市下水道事業における受益者負担金・分担金制度のあり方について
(2)有収率の現状と今後の対策
次 第 6　その他
次 第 7　閉会

7 議事の経過

1 開　会

（事 務 局）

ただいまより、第 3 回の丹波市上下水道事業運営審議会を開会いたします。

本日、委員の皆様には大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

2　会長あいさつ

（事　務　局）

それでは、最初に坂谷会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

（会　　長）

本日は、第3回の審議会を開催しましたところ、委員の皆様にはお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

前回の審議会では、毎日のように水道管で漏水が起きているというお話でした。本日は、その漏水を減らして有収率を改善する対策について、説明を受けます。

また、全国に目を向けると、埼玉県八潮市で下水道管が原因で道路が陥没しトラックが落下するという、たいへん大きな事故が起きました。今も、懸命の復旧作業が続いていますが、改めて、インフラの老朽化について考えさせられます。

それでは、このあと、慎重審議いただきたいと思いますので、よろしくお願いしまして挨拶とさせていただきます。

（事　務　局）

ありがとうございました。

先ほど、下水道管の破損に伴う陥没事故のお話がございましたが、丹波市の下水道管は、総延長が約 740 kmあり、公道に布設されている管の最大口径が 60 cmで、大部分が 15 cm～25 cmの塩ビ管となっております。また、いちばん古いもので 35 年前に設置されておりますが、耐用年数 50 年には達しておらず、下水道管の破損が原因で陥没したという事例はありません。地域でこういったお話がでましたら、その旨、お伝えいただければ幸いです。

3　資格審査報告

（事　務　局）

それでは、ここからは坂谷会長に議長をお渡しします。

（会　　長）

それでは、次第3　資格審査報告をお願いします。

（事　務　局）

本審議会の委員数は9名でございます。本日、ご出席の委員様は、8名で、過半数の出席がございます。よって、条例第6条の規定により、本審議会が成立することをご報告いたします。

4　議事録署名人選出

（会　　長）

続きまして、次第4　今回の議事録作成のため、私から議事録署名人を指名させていただきます。

國光委員、神成委員に議事録署名人をお願いします。お二人には、後日、事務局において議事録が作成されましたら、内容を確認いただき、署名をお願いいたします。

5　諮問

（会　　長）

それでは、次第5　協議に入ります。

「(1)丹波市下水道事業における受益者負担金・分担金制度のあり方について」、事務局より説明をお願いします。

― 資料により説明 ―

(会　　長)
ただ今、県内自治体アンケート結果、先進自治体の取組を踏まえ、丹波市としての新たな制度の説明がありました。
合併から20年が経っておりますので、柏原町・氷上町の条例を廃止して、新しい条例を一から制定するということです。また、これまでの制度を、工事負担金制度に見直すという内容でした。
私としては、諮問に添った内容になっていると思いましたが、皆さん一言ずつ、感想をお願いしたいと思います。質問でも構いません。順にどうぞ。

(委　　員)
確かにそういう方向で進まざるを得ないと思います。
ただその中で、長浜市の場合は工事負担金 18 万円という金額が示されていますが、丹波市で工事負担金となると、どういった金額になるのでしょうか。

(事 務 局)
(実際の工事費は)場所によって様々です。道路には、市道・県道・国道があり、長浜市と同じように舗装を除いて、一般的な場所ということであれば 20 万円程度です。条件によっては、30 万円程度となる場所もあります。

(委　　員)
わかりました。

(委　　員)
合併してから、面整備がほとんど完了しているのでやむを得ないと思います。あとは、工事負担金の考え方を整理できればいいかと思います。

(委　　員)
考え方はこのままでいいと思いますが、山の中に家がある場合は、工事費が 30 万円で済まないと思いますが、どうされるのでしょうか。

(事 務 局)
下水道には認可区域というものがあり、山の中など区域外の場合は市が工事しません。そういった場合は、浄化槽の設置や、下水道に加入する場合は個人負担で本管を延伸し、設置していただくことになります。本管を延伸すると、工事費が高額になるので、現実的には浄化槽を設置されることが一般的かと思われます。

(委　　員)
それでしたらよいかと思います。

（委　　員）
工事負担金は、どのような頻度で徴収されるのでしょうか。水道料金とは別でしょうか。
また、新しい条例はこの審議会で作成するのでしょうか。

（事　務　局）
負担金は、公共ます設置時に1回だけです。水道料金とは別です。
条例は、まず素案を事務局が作成します。作成した素案を審議会でお示ししますので、ご意見をお伺いしたうえで条例の制定を進めていきます。条例については、議会の承認が必要となりますので、条例案を議会に上程し、議決を得た段階で施行されます。

（委　　員）
これまでの負担金制度では、工事が困難な場所では工事費が高額になっても、その工事費を地域全体で負担するということでした。管が枝分かれしているようなところでは、老朽化で管が破損している可能性もあるのではないでしょうか。

（事　務　局）
老朽化が進んでいる中でのご心配かと思いますが、下水道で言えば公共ますまで、水道で言えばメーターまでは市が管理していますので、何かあった場合は市で対応します。

（委　　員）
方向性としては賛成です。実現すればかなりシンプルになると思います。その中で、改定のスケジュールについて、事務局ではどのようにお考えですか。その目途は。

（事　務　局）
審議会委員の任期が2年なので、その間に全体的な方向性を固めたいと考えています。その後、新条例の作成に1年ほどかけ、議会で可決されたのち、市民への周知が3カ月から半年必要となるため、長いスパンが必要です。

（委　　員）
目安としては、令和8年度末ぐらいでしょうか。

（事　務　局）
そうです。

（委　　員）
先日、自治会長会で市長と出会い、下水道についても話をしました。やはり、市（一般会計）の負担というのも考えていただきたいという思いです。

（事　務　局）
今お話ししているのは、受益者負担金という限られた部分ではありますが、下水道で言えば下水道使用料と受益者負担金、水道で言えば水道料金と水道加入金、これらが「上下水道料金」というイメージで市民は理解されていると思いますが、金額的には全体で考えていかなければならないと認識していますので、そういった意図でそれぞれの運営審議会を一つにしたところです。市民負担が少ないに越したことはないとはいえ、それだけでは賄えないという状況をご理解いただきながら、今後どうしていくべきか協議していかなければならないと考えています。ただ、おっしゃったような観点は常に持ち合わせながら、検討を進めていきたいと考えています。

（委　　員）
資料の「受益者負担金制度を廃止し、全区域を工事負担金制度とする」といった中で、「判例から、旧町で賦課決定した受益者負担金の算定方法や金額を見直すことは可能」とのことですが、それはその通りですか。

（事　務　局）
そうです。これは合併した市で議論になったことですが、合併した時に旧町の金額をそのまま引き継ぐのか、市で統一した金額にするのかは、どちらでも問題ないという判決になりました。見直すことも現状を維持することも可能で、それぞれの自治体の実情に応じて考えてください、というのが判決の答えです。

（委　　員）
丹波市としてはどうなのですか。

（事　務　局）
見直す方向で考えています。というのも、議会からも「暫定条例をいつまで引き継ぐのか」といったご指摘もいただいております。そういったことをきっかけに、20 年経過した今、暫定条例というものはいかがなものか、また、公平性といった観点で、場所によって、面積や用途によってまちまちというのは公平なのかといった疑問がつきまとっていましたので、丹波市としては一本化の方向で進めたいというご説明をさせていただきました。

（委　　員）
「猶予地」の説明をお願いします。

（事　務　局）
柏原地域と氷上地域の一部については、所有する土地全体に負担金がかかりますが、所有する土地のうち、田や畑など、今すぐ下水道に接続する必要のない農地などは、所有者からの申請に基づいて、徴収を猶予しています。そのあと、実際に農地が宅地化され、公共ますが必要になった時に負担金を納付してもらいます。そういった徴収の猶予を設けている土地のことを「猶予地」といいます。猶予地は台帳管理しているので、実際に公共ますの設置申請があった時は、対象の土地が猶予地であるかどうか確認して、猶予地であれば負担金を徴収しています。

（会　　長）
他にご意見、ご質問等はございませんか。
ご意見がないようですので、これで終わりたいと思いますが、事務局では、今後の審議をどのようにお考えですか。

（事　務　局）
今回、お示しした工事負担金の制度については、概ね賛同いただけたものと思います。次回には、実際に制度を運営するにあたって、工事負担金相当額をどの程度にするか、具体的な金額を提示したいと思います。
関連して、下水道の区域外について、負担金を徴収して、なおかつ自己負担で公共ますを設置してもらっていますので、新しい制度ではどのように考えるか、そういったところを審議いただきたいと思います。

（会　　長）
わかりました。
では、準備の都合上、一旦ここで休憩を挟みたいと思います。会議は 14 時 25 分から再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

― 休憩 ―

― 再開 ―

（会　　長）
続きまして、「(2)有収率の現状と今後の対策について」事務局から説明をお願いします。

－ 資料により説明 －

（会　　長）
ありがとうございました。ただいまの内容に対しまして、ご意見ご質問等を受けたいと思います。いかがでしょうか。

（委　　員）
水道の設備は下水道よりも古くなっていると思います。更新箇所の優先順位をつけていくために管路情報をマッピングされていると思うのですが、管の属性情報であるとか、年代、粗雑な施工個所といった情報は集積されているのでしょうか。
それと、資料の中の管路延長について、9ページの 855.2 ㎞は合っていますか。11 ページの延長と異なるのですけど。

（事 務 局）
（延長の数字は）後ほど、確認させていただきます。
最初の質問ですが、属性情報はマッピングに入っています。もちろん漏水があったところについても、マッピングしています。

（委　　員）
そういったものを見ながら優先順位をつけているのですか。

（事 務 局）
はい。ただ年数だけではなく、基幹管路が優先になります。

（委　　員）
3ページです。有収率の推移の中で、令和3年度に上がっていますが、これは修繕の成果ですか。

（事 務 局）
令和3年度は、調査をお願いした業者がたくさん漏水を見つけてくれましたので、かなり成果が上がった年度です。

（委　　員）
やはり、そういったところで差が出るのですね。

（委　　員）
6ページのグラフですが、漏水が経費を増大させているという議論になっていますが、このグラフの中で漏水が絡んでくるのは水道施設維持管理費ですよね。結局、収入と支出の差が合わないので、何とかしようとしているわけですが、対策としては素晴らしいですけど、有収率を上げればバランスが取れるのですか。

（事　務　局）
今回は有収率に焦点を当てて説明させていただきました。この有収率の低下は、先ほど説明させてもらったとおり、支出の増大になります。支出が増大することによって赤字幅が増える。ですから、有収率を向上させることで、支出を減らしていくとともに、料金の値上げも同時に進めて、全体の収支バランスを改善させる必要があります。

（委　　員）
この議論で言うと、有収率を何％に目標設定したらいいのですか。

（事　務　局）
現時点では、そこまでの分析はできていません。

（委　　員）
平均の 89％を狙うということになりますか。

（事　務　局）
89％を目指すということは、現実的ではありません。目標としては、「下げない」「少しでも上げる」というところです。

（委　　員）
11 ページの見通しでは、老朽管の更新に 25 年の期間を要するとあります。これが 25 年経ったらなくなるということですか。

（事　務　局）
令和5年度時点で 280 ㎞の老朽化があります。それを更新するのに今の倍のペースで布設替えしていっても 25 年かかります。その 25 年の間に、また新しく 400 ㎞の老朽管が生まれてしまいます。

（委　　員）
実際に計算してみたら、どこかで削減できないでしょうか。老朽管を更新するときには、新しい素材を使ったりするので耐用年数もまた変わります。40 年が 50 年になることもあります。ですから、もう少し計算を緻密にすれば、その目標値が出るような気がします。
それと 11 ページですが、導水管、送水管、配水本管、配水支管の4つに分けていますね。9ページでは、配水管と給水管の2種類。聞いているほうはさっぱりわからない。また、以前の説明では、総延長が 840 ㎞ともある。そのあたりの前提を、もうちょっとシンプルにしたほうがいいですね。

（事　務　局）
わかりました。

（委　　員）
また数字の話ですけど、7 ページの最後のところの「年間 186 ㎥/hの漏水」を修繕されていますね。単位がよくわからない。

（事　務　局）
1 時間当たり 186 ㎥。186 ㎥×24 時間×365 日で換算すると、1 年間に漏れてたであろう水量（総量）になります。

（委　　員）
推定漏水量は、1年間の話になると何トンといった表し方になるのではないでしょうか。
それと管路の延長の話に戻りますけど、延長が 840 ㎞しかないのに、どうして調査が 2,000 ㎞もできるのでしょうか。

（事　務　局）
2周したということです。

（委　　員）
そういう意味ですか。同じ7ページです。このデータは令和3年度までですよね。令和4年度と5年度はどうなっていますか。なぜ3年度で切ったのですか。

（事　務　局）
令和3年度までで、漏水調査の業者委託が一旦終了しました。令和4年度からは職員で調査していますけど、やはりプロではないのでデータは取れていません。

（委　　員）
どうして令和3年度で終了されたのでしょうか。

（事　務　局）
漏水件数が多すぎて、受け手がありませんでした。

（委　　員）
委託はいくらでお願いしていたのですか。

（事　務　局）
漏水調査と漏水修繕合わせて 5,000 万円程度です。令和7年度からは、包括委託業務の中で対応していただく予定です。

（委　　員）
12 ページの令和3年度のデータを見ると、無効水量が減っているのですよ。つまり推定防止漏水量が上がっているのです。ですから、これを続けていけば毎年だんだん良くなってくるのではないですか。これが令和3年度で終わっているので、また再開すれば良くなる可能性はあるのではないですか。

（事　務　局）
　そうですね。

（委　　員）
　（令和3年度が）プラスになったということは、収支もプラスになっているのではないかと思うので、この時の収入と支出を見て、言っていることが正しいかどうか証明できるのではないかと思うのですが。支出が減って有収率が上がり、バランスがいい状態になっているかどうか。それを見れば、この年の方法を続ければ良いということが言い切れるのではないでしょうか。

（事　務　局）
　先ほどご質問いただきました、9ページの 855.2 kmという数値については、衛星画像解析調査に基づく延長の数値です。11 ページの延長は水道統計でも使用している延長ですから、市の水道管延長はこちらになります。

（委　　員）
　わかりました。

（委　　員）
　給水管と配水支管の違いは何ですか。

（事　務　局）
　配水管は、基幹管路の太い管で、配水支管は、基幹管路から分岐した管です。

（委　　員）
　それでは、配水支管なり配水管から取り出されたものが給水管ということで合っていますか。

（委　　員）
　前回を含めて、もう少し統一するなり、わかりやすい絵を入れるなどの工夫をお願いしたい。

（事　務　局）
　わかりました。考慮します。

（委　　員）
　有収率の発生率は地区によって違うのでしょうか。具体的にこの地域の漏水が多いということはわかりますか。

（事　務　局）
　最も有収率が低いのは青垣地域です。件数の約半分は青垣です。

（委　　員）
　やはり長く使っていないところ、空き家が原因ではないでしょうか。過疎化も進んでいますから。
　それと、消防の消火栓の老朽化も進んでいますね。恐らく消火栓の根本から漏れている箇所も多いのではないでしょうか。

（事　務　局）
　青垣地域の有収率が低い原因ですが、一番大きな要因は下水道が敷設されていないことです。下水道の更新に合わせて水道管も更新することが多く、平成 10 年前後に多く更新しています。その時に更新がないので、青垣地域は更新されず漏水が多いです。昭和 55 年頃の管が多く残っています。
　また、先ほど言われたように人口減少が進んでいますから、長い延長に対して利用者が少なく、効率としては非常に悪いので、有収率の低さにも関係していきます。

（委　　員）
　使わないところほど、漏水が発生しているように感じます。

（事　務　局）
　使わないと、管にも圧がかかったままとなります。

（委　　員）
　そうであれば、この地域をターゲットとして徹底的に対応すれば、（有収率の）数字としては上がるのではないでしょうか。ただ、それでいいのかということは当然あります。費用対効果もありますから。先ほど説明の中にあったように、ダウンサイジングは必要なこととして、そのあたりの具体的な計画はありますか。

（事　務　局）
　これまでは、漏れているからそこを修繕していました。今後は 100 年使うことを考えなければいけないので。

（委　　員）
　PE を使うのですか。

（事　務　局）
　ハイポリを使います。
　答えになっていないかもしれないですが、先ほど説明した高感度劣化診断などの AI を使って計画を立てられたらなと思っています。

（委　　員）
　料金の値上げはなかなか厳しいですよ。兵庫県で上（高いほう）から6番目ぐらいですから。

（委　　員）
　兵庫県内でも、値上げの動きがあるのではないですか。収益構造を見てしまうと、やはり上げざるを得ないと思われます。

（事　務　局）
　今回は有収率の観点から資料を作らせていただきましたが、水道事業を継続するという目標のための観点の一つが有収率であっただけなので、それが管路更新であるとか長寿命化や統廃合であるとか、いろんな観点で複合的に進めていって、初めて最適解が見つかると思っていますので、今後もいろんな関係の情報を提供させていただきたいなと思っています。ただ、事務局も言いたいことがいっぱいあって、少し詰め込みすぎた内容になってしまっているので、もう少しわかりやすい資料に変えたいとは考えています。

（委　　員）
6ページの水道料金と純損失の関係においては、水道料金を上げる時に、わかりやすく言えば水道料金の中にこの 1.6 億円が入ればいいわけで、そうすると 11.8％です。つまり、料金を 12％上げればいいわけで、それが一つ目安になるのではないですか。

（事　務　局）
おっしゃられるように、現時点では 1.6 億円をプラスすれば収支は合います。料金の問題については、検討しなければならない時期にきているというのは感じていますし、厳しいこともわかってもらえたと思います。

（委　　員）
市民感覚としては、まだそこまでいっていませんからね。市民はそうは思っていない。

（事　務　局）
そのあたりは、広報をしっかりしていかないといけないところだと考えています。

（委　　員）
有収率は一つの目安にはなりますが、これは管路の健全性を示す指標であって、そういう意味では重要視してほしいと思います。ですが、皆さんのモチベーションということも考えれば、ある程度、現実的な目標値を持っていただければと思います。

（会　　長）
ありがとうございました。それでは「次第6　その他」に移ります。何かありますか。

（事　務　局）
事務局からお願いがございます。現在、自治会町会、消費者協議会それぞれから3名、この審議会に出ていただいています。4月の役員改選で交代される場合もあるかとは思いますが、これまで3回の審議会を開き、色々なご意見をお伺いする中で代わられてしまいますと、また初めからというようなことにもなりますので、可能であれば、令和8年8月の任期まで引き続きお願いできたらなということを考えております。やむを得ず交代を考えておられるということでしたら、無理にも申せませんので、閉会後に事務局までお声掛けください。

（会　　長）
それでは、本日の審議会についてはこれで終了したいと思います。閉会のあいさつを笹川副会長からお願いします。

（委　　員）
皆さん大変長時間ご苦労さまでございました。第 3 回ということで、回を重ねるたびに難しい話になってきておりますが、引き継ぎ、議論していきたいと思います。
本日はご苦労さまでございました。

午後4時 00 分終了